

宇部市インバウンドツアー助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国人旅行客を対象とするツアー団体に助成金を交付することにより、市内宿泊を促進し、観光消費の増加による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 本事業の対象は、山口宇部空港国際線を利用し、宇部市内の宿泊施設に宿泊する外国人団体旅行バスツアー（宇部市内一泊以上）を催行する旅行会社とする。

(助成要件)

第3条 次の各号に掲げる条件を満たす事業に助成金を交付する。ただし、助成金の交付決定額の合計が予算額に達したときは、そのときをもってその年度の受付を終了するものとする。

- (1) 訪日外国人旅行客（日本国以外の旅券を有し、「短期滞在」に該当する在留資格を有する者）を対象としたものであること。
 - (2) 山口宇部空港を利用した国際定期便又はチャーター便を利用したものであること。
 - (3) 宇部市内の宿泊施設に宿泊すること。
 - (4) 貸切バス1台あたりの乗客数は10名以上（添乗員、通訳ガイド、運転手等の対象事業者の関係者を除く。）であること。
- 2 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。
- (1) 企画された旅行が観光目的でないもの（宗教、政治、興業、大会への参加を目的とするもの、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの）。
 - (2) 発注元が宗教・政治を目的とする団体であるもの。
 - (3) その他、市長が不適当と認めるもの。

(助成金の交付額)

第4条 本事業における助成金の交付額は、以下のとおりとする。

貸切バス1台につき、乗客数（利用実績）に応じた金額を助成する。

乗客数	助成金額
10人～19人	<u>30,000円</u>
20人～29人	<u>50,000円</u>

30人以上	55,000円
-------	---------

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、出発日の10日前までに宇部市インバウンドツアー助成金交付申請書(様式第1号)及び以下に掲げる書類を市長に提出すること。

- (1) 募集型企画旅行の場合・・・募集チラシ等
手配旅行の場合・・・行程表等
- (2) 事業者登録証もしくは営業許可証(申請者の概要がわかるもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合、その内容を審査し、予算の範囲内において助成金の交付の可否を決定し、宇部市インバウンドツアー助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(事業の変更等)

第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合又は事業を中止する場合は、速やかに宇部市インバウンドツアー助成金交付変更・中止申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適正と認めるときには、助成金の変更又は中止の決定を行い、宇部市インバウンドツアー助成金交付変更・不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

(実績報告等)

第8条 申請者は、助成事業終了後14日以内、または第6条第1項あるいは第7条第2項の規定による通知を受けた日が属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに宇部市インバウンドツアー助成金実績報告書(様式第5号)を市長に提出すること。なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) バス会社の運行証明書(指定の様式もしくは証明書の内容が記載された領収書等(写)でも可)
 - (2) 宿泊施設の宿泊証明書(指定の様式もしくは証明書の内容が記載された領収書等(写)でも可)
 - (3) 最終行程表(※申請時の内容に変更があった場合のみ)
募集型企画旅行の場合・・・募集チラシ等

手配旅行の場合・・・行程表等

(助成金の交付等)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、これを審査し、適切と認めるときは、助成金額を確定し、宇部市インバウンドツアー助成金確定額通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

2 前項の通知を受けた申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、宇部市インバウンドツアー助成金交付請求書（様式第7号、以下「請求書」という。）を市長に提出すること。

3 市長は、前項の規定により請求書を受理したときは、申請者に当該請求額を交付する。ただし、振込手数料等は申請者の負担とする。

(助成金交付決定の取消等)

第10条 助成金の交付決定後もしくは確定後において、次に該当する場合は、市長は原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、交付を受けた事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。

- (1) 申請書、実績報告書、添付書類等に不正並びに不備があるとき。
- (2) 天災地変、天候不順、交通機関の運休などの理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能なとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) 市長の指示に従わなかったとき。
- (5) この要綱に違反したとき。
- (6) その他市長が助成金を交付することが適当でないと認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。